

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ブルボン			コード	2208
提出日	2026/6/3	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	任期満了により尾関幸美氏が社外取締役を退任され、川上悦男氏が社外監査役を辞任されることに伴い、独立役員の指定を解除し、また、新たに社外取締役に選任される予定の内田千秋氏および社外監査役に選任される予定の安藤和之氏を独立役員として指定するため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	河端 和雄	社外取締役	○													○		有
2	佐々木 広介	社外取締役	○														○	有
3	櫻井 孝男	社外取締役	○														○	有
4	上杉 奈保美	社外取締役	○														○	有
5	内田 千秋	社外取締役	○														○	新任 有
6	今井 賢一郎	社外監査役	○														○	有
7	安藤 和之	社外監査役	○														○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況について の説明（※4）	選任の理由（※5）
1		河端和雄氏は、主に製油業界において企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役の業務執行について独立した立場から監督するとともに、経営全般に関する助言・提言を行っており、当社との間に特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
2	佐々木広介氏が代理理事長代理を務めております。一般社団法人健康ビジネス協議会と当社との間に当社連結売上高の0.001%未満の些少な取引額が発生いたしておりますが、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。	佐々木広介氏は、金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い知見を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言・提言を行っております。また、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
3		櫻井孝男氏は、食品・製薬・化粧品・化学・電子など幅広い業界における企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言・提言を行っており、当社との間に特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
4		上杉奈保美氏は、食品業界とは異なる日用品消費財等の業界における豊富な経験や幅広い知識をもとに経営全般に助言提言を行っており、当社との間に特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
5	内田千秋氏が在籍する国立大学法人新潟大学の大学基金に対し寄付金を納入しておりますが、その額は同大学の年間運営費の0.003%未満と些少であるため、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。	内田千秋氏は、会社法務に関する専門的な知識とコーポレート・ガバナンスの実務における知見を活かし、当社が持続的な企業価値、コンプライアンスの向上を目指すにあたり、適切な助言・提言を行っていただけると期待しております。また、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
6		今井賢一郎氏は鉄鋼業界において、総務部等で長期にわたり管理職役員を務め、また、海外事業会社での勤務も経験された後、大手鉄鋼グループ会社の常勤監査役も務めておられます。取締役会等において専門的見地からの発言や適切な牽制機能を果たすと考えられ、当社との間に特別な利害関係を有せず高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員に指定いたしました。
7	安藤和之氏は、安藤和之税理士事務所を経営されており、当社と顧問契約を締結されておりますが、その取引額は当社の独立性判断基準限度額の15%未満と些少であります。また、2026年6月開催予定の株式会社ウオロクホールディングスの定時株主総会において社外監査役の就任を予定しておりますが、当社と株式会社ウオロクホールディングスとの間には取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の0.3%未満と些少であるため、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。	安藤和之氏は、税務経験豊富な社外監査役として、取締役会において専門的な知見からの発言や適切な牽制機能を果たすと期待しております。また、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

<p>社外役員の独立性判断基準</p> <p>a. 現在または最近において、当社グループの主要な取引先または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者に該当する者</p> <p>b. 現在または最近において、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）に該当する者</p> <p>※主要な得意先とは、当社グループとの取引において、直近の事業年度における当社グループの売上高または仕入高が、直近の事業年度における当社グループまたは取引先グループの年間連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額を超える取引先、当社グループが借入を行っている金融機関グループであって、直前事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。</p>

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。